

こんなときは…



国民年金の 保険料免除制度



www.nenkin.go.jp

国民年金は20歳から加入し、60歳までの40年間、保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって国民年金保険料の納付を免除する制度があります。
※任意加入被保険者は、保険料免除制度は適用されません。

保険料免除制度には、

全額免除

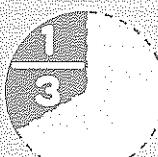
半額免除

全額免除

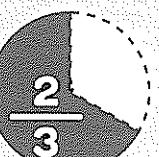
半額免除

保険料の全額(13,300円)を免除するものです。免除された期間は、年金を受給するための受給資格期間には算入されますが、年金額は保険料全額を納めたときと比べて3分の1として計算されます。

保険料の半額を免除し、残りの半額(6,650円)を納付していただくものです。半額免除された期間は、年金を受給するための受給資格期間には算入されますが、年金額は保険料全額を納めたときと比べて3分の2として計算されます。



免除された期間は、
年金額がそれぞれ
全額免除は1/3に、
半額免除は2/3と
なるのじゃよ。



※なお、半額免除を受けた期間で、
半額の保険料を納めない場合は
「未納期間*」となり、その間の事
故や病気で重い障害が残っても
年金が支給されない場合があり
ますので、忘れず納付することが
大切です。

*保険料を納めていない期間を意味します。この期間は、受給資格期間や年金額には反映されません。なお、2年を経過した未納期間については、時刻により納めることができなくなります。

申請免除の対象となる方

- 前年の所得(収入)が少なく、保険料を納めることが困難な場合
(所得・収入のめやすは裏面を参照)
- 障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下の場合
- 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている場合
- 申請のあった日の属する年度または前年度において、
 - 震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被害金額が財産のおおむね2分の1以上である損害を受けたとき
 - 失業等により保険料を納付することが困難であると認められるとき
 - 事業休止または廃止により厚生労働省が実施する離職者支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けたとき

4の各事由による場合は、

申請の際にその事実を明らかにする
ことができる次の書類の添付が必要になります。

●失業の場合

雇用保険の「雇用保険受給資格者証」ま
たは「離職票」の写し

●離職者支援基金の貸付を受けた場合

「貸付決定通知書」の写し 等

社会保険庁